眼撮影装置

仕　　様　　書

隠 岐 広 域 連 合 立
隠 岐 病 院

Ⅰ．仕様書概要説明

１．調達の背景及び目的

角膜内皮細胞の解析を行ない、白内障をはじめとする肉眼手術の術前やコンタクトレンズ装用者の定期検診に必須の機器である。現有機器は、購入後14年経過しているため画像が鮮明でないなど不都合がある。

以上のことから、眼撮影装置の導入を行なう。

２．調達物品及び構成内訳

品　名：眼撮影装置

構成内訳：①本体　１台

②電動光学台　１台

③プリンタ　１台

④バーコードリーダ　１個

Ⅱ．基本仕様

性能、機能及び技術等に関する仕様項目に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．角膜内皮撮影、角膜厚測定ができること。

２．角膜内皮細胞撮影の撮影範囲は、0.25㎜×0.55㎜であること。

３．角膜厚は、0.4㎜から0.7㎜が測定可能であること。

４．角膜厚測定の精度は、±0.1㎜であること。

５．自動撮影により連続して15枚以上撮影可能なこと。

６．角形別分布、面積別分布のヒストグラムが表示できること。

７．タッチパネル方式であること。

８．当院指定の眼科情報システム「株式会社ビーライン社製Eye Base Net System」と連携すること。

Ⅲ．その他特記事項

その他特記事項に関しては、以下の要件を満たすこと。

１．納入物品の搬入に要する養生及び据付け並びに稼働のための調整等を行うこと。

２．装置の納入場所については、当院と協議すること。

３．納入物品の搬入、据付け及び調整については、当院と協議の上、行うこと。

４．搬入・設置・配線及び調整等に要する費用は負担すること。

５．落札から納入までの間に装置の仕様変更やソフトウェアのバージョンアップがあった場合は、当院と協議の上最新の仕様にて引き渡すこと。

６．年間を通じて故障時のための連絡体制が整備されていること。

７．障害時は、早急な復旧を可能にするサービス体制を有すること。

８．納入物品の保証期間は、納入検査終了後１年間以上とすること。

９．本装置一式が正常に稼働、臨床上最適に使用できるよう、設置稼働後１年は無償で定期的な点検を行い調整すること。

10．納入物品は、納入後において少なくとも耐用年数中は稼働に必要な消耗品及び故障時における交換部品の安定した供給が確保されていること。

11．取扱説明書及び簡易取扱説明書は、日本語版で１部以上提供し、また、電子媒体での提供も行うこと。

12．納入物品には、基本的機能を損なわないよう必要な付属品等を備えること。

13．納入物品のうち、薬事法の製造承認の対象となる医療器具については、厚生労働大臣の承認を受けていること。

14．納入物品のうち、眼科情報システムへの接続に要する費用は負担すること。

15．本仕様書に明示無き事項については、当院の指示のもとに実施すること。